

第1号様式(第9条関係)

条例見直し調査

		作成年度	平成 28 年度	次回見直し予定	平成 33 年度
条 例 名	神奈川県青少年保護育成条例				
条 例 番 号	昭和 30 年神奈川県条例第 1 号	法 規 集	第 4 編第 2 章第 1 節		
所 管 室 課	県民局次世代育成部青少年課				
条 例 の 概 要	青少年の健全な育成について、基本理念を定め、並びに県、保護者、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、青少年を取り巻く社会環境の整備を促進し、及び青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止するために必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	少子化・核家族化による人間関係の希薄化や、情報化等の進展に伴い、大人の目の届きにくい空間で青少年が事件・事故に巻き込まれるなど、青少年を取り巻く社会環境は深刻化、複雑化している。こうした中、社会環境の整備を促進し、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止する本条例の規定内容は一層重要性を増していることから、現在でも必要な条例である。			
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	本条例に基づく規制の実施やその周知啓発により、青少年の健全育成を阻害する行為や環境から青少年を保護するという目的について一定の効果が上がっている。 しかし、青少年の健全育成を阻害するおそれのある新たな営業として、女子高校生を商品化したいいわゆる「JKビジネス」が出現しており、条例の規制が及ばない個室性のない営業や店舗を持たない営業が行われることも考えられるため、新たな規制を検討する必要がある。			・深夜はいかいの補導状況 H 2 7 22,892 人 H 2 3 88,911 人 ・18歳未満深夜立入禁止表示あり カラオケボックス 96.7% (H26) ネットカフェ 98.0% (H27) ・JKカフェ・バー・居酒屋 県内 45 店舗
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	本条例は、目的を達成するための必要最低限の規制を内容としている。また、青少年課及び地域県政総合センターの職員が、必要に応じて規制対象店舗に対する立入調査などを実施して条例の遵守を指導するとともに、取締機関である警察においても十分な体制がとられている。こうしたことから本条例の規定内容及び執行・運用は効率的に行われている。			
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	本条例は、「かながわグランドデザイン」の主要施策「青少年が健全に育つ環境の整備」を実現するためのものであり、県の基本方針に適合している。			
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	現行条例の内容には、本条例の性格上、憲法で保障される表現の自由、営業の自由に係る規制もあるが、「青少年の健全育成」という社会的利益のため必要やむを得ない規制であり、違法性はない。			
その他					
見 直 し 結 果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等 青少年の健全育成を阻害するおそれのある新たな営業である「JKビジネス」の規制について、改正を検討する必要がある。 なお、効果的な規制とするため規制内容の精査が求められる。また、営業の自由に係る新たな規制であり、関係機関との十分な調整を行う必要がある。			
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 ③ 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。				